

個人情報の取得・管理・利用に関する同意書
【スタンダードプラン及びらくらくスタート安心プラン】

JKK 賃貸住宅に関する賃貸借保証委託契約（以下「保証委託契約」という）の申込者（契約者も含む。以下「申込者」という）は、東京公社住宅サービス（以下「当法人」という）が、本条項に従い個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の各号に定める個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができるもの等も個人情報に含まれます。

- ① 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年収等の保証委託申込書（当法人への契約申込にかかるもの、以下「申込書」という）及び保証証書に記載された属性情報（変更後の情報も含む）。
- ② 保証委託契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報。
- ③ 保証委託契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
- ④ 運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報。
- ⑤ 当法人が代位弁済を行った者の退去先住所、電話番号
- ⑥ 個人の肖像又は音声を磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
- ⑦ 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条（関連する個人情報）

当法人は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当法人が取り扱う個人情報の利用目的は以下の各号の通りです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ① 保証委託契約の締結可否の判断のため。
- ② 保証委託契約の締結及び履行のため。
- ③ 保証委託契約に基づく求償権の行使のため。
- ④ サービスの紹介のため。
- ⑤ サービスの品質向上のため。
- ⑥ 保証委託契約その他当法人との契約の付帯商品提供のため。
- ⑦ ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- ⑧ 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の清算に協力するため。

第4条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 【個人情報の使用】

当法人は、当法人が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」という。）及び加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」という。）に契約者及び保証人（申込者及び保証人予定者を含む。以下同じ。）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。

2. 【個人情報の信用情報機関への提供】

当法人は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、並びに申込日及び申込商品種別等の情報（以下、「申込情報」という。）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を、加盟先機関に提供します。

3. 【個人情報の登録】

加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6カ月以内です。また、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報の登録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）です。

4. 【個人情報の他会員への提供】

加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。

5. 【電話接続状況履歴の取得】

当法人が、加盟先機関から電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、契約者及び保証人本人が識別される個人データとして取得し、返済又は支払能力の調査に使用します。

6. 【当法人が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関】

当法人が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

<加盟信用情報機関>

○ 名 称：株式会社日本信用情報機構（略称 JICC）

所 在 地：〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビル B館 4階

電話番号：0570-055-955

U R L：<https://www.jicc.co.jp/>

<提携信用情報機関>

- 名 称：全国銀行個人信用情報センター
所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
U R L：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
- 名 称：株式会社シー・アイ・シー
所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿一丁目23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0120-810-414
U R L：https://www.cic.co.jp/

第5条（個人情報の第三者への提供）

（1）当法人は、以下の各号に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（2）前項にかかわらず、申込者は、以下の各号に該当する場合、当法人が申込者の個人情報を第三者に対し提供することに同意します。

- ① 第3条記載の利用目的の達成のために、賃借人、賃貸物件の所有者、管理会社、仲介会社、調査会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者、保証委託契約その他当法人との契約の付帯商品の提供会社に対し提供及び提供を受けること。
- ② その他申込者が第三者に不利益を及ぼすと当法人が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第6条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ① 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当法人が責任を負います）。
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第7条（個人情報の当法人への提供）

申込者は、賃借人、賃貸人又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込者の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当法人に対し提供することに同意します。

第8条（個人情報の開示・訂正等・利用停止等）

(1) 当法人は、当法人所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当法人の判断により個人情報の全部又は一部を開示することはありません。

- ① 申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ② 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 法令に違反することとなる場合。

(2) 当法人は、当法人が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。

(3) 当法人は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という）の請求を受けた場合は、これに応じます。また、措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知します。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、利用停止等は行いません。

- ① 申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ② 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 法令に違反することとなる場合。

第9条（個人情報の正確性）

当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。

第10条（必要情報の提出）

申込者は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第11条（本条項不同意の場合の措置）

申込者が、保証委託契約において必要な記載事項（申込書、保証委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当法人は保証委託契約の締結をお断りする場合があります。ただし、第3条④に同意しない場合は、これを理由に当法人が保証委託契約を拒否することはありません。

第12条（審査結果）

当法人は、保証委託契約申込についての審査結果を賃貸人である東京都住宅供給公社(以下「JKK」という)へ通知します。なお、審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者に著しい信用状況の変動や、申込内容の変更等がある場合には契約できない場合があります。又、当法人による審査により、保証委託契約が受諾されない結果となった場合であっても、審査内容及び審査の理由は開示しません。

第 13 条（個人情報の管理）

（1）当法人は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

（2）当法人は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第 14 条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当法人は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第 15 条（統計データの利用）

当法人は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当法人は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第 16 条（本条項の改定）

当法人は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第 17 条（個人情報保護管理者）

当法人は、個人情報保護管理者を下記の者と定めます。

記

一般財団法人 東京公社住宅サービス 個人情報保護管理者 事業部長

第 18 条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては当法人ホームページをご参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

住所：東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B1 電話番号：03-3797-3786

家賃保証担当

受付時間：土・日・祝・当法人休業日を除く 9：00～17：00

申込者は、下記事項を約諾のうえ、当法人に対し、上記住宅の家賃等の支払についての保証委託契約の申し込みをいたします。

（ 約 諾 事 項 ）

- 1 本申込みに基づく保証委託契約は、申込者と JKK 東京との住宅賃貸借契約が締結されたときに、下記の保証委託約款の内容により成立すること。
- 2 保証料は、契約日から契約日の属する月の翌月末までの分を初回とし、上記保証料の 1 か月を納付し、その翌々月以降の分は当該月の家賃等を基礎として算出した 1 か月分を貴法人の定めるところにより、毎月、預金口座振替の方法により納付すること。

- 3 家賃等の額が変更になったときは、変更された家賃等の額について保証委託約款に定めるところにより算出した額に変更することに同意すること。

保証委託約款

第1条 当法人は、JKK 東京との間に締結されている保証基本約定書の定めるところにより、保証委託者がJKK 東京との間に締結した賃貸住宅の賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき負担する債務のうち、次の各号に掲げるものを、各号記載の範囲内で保証委託者と連帯して保証いたします。

（スタンダードプラン及びらくらくスタート安心プラン共通）

- 一 賃貸借契約に基づき JKK 東京に納付すべき家賃及び共益費（以下合わせて「家賃等」という。）（ただし、24ヶ月分を限度とする。）
 - 二 前号の債務の履行遅滞による延滞損害金（ただし、24か月分を限度とする。）
- ### （らくらくスタート安心プラン）
- 三 賃貸借契約に基づき JKK 東京に納付すべき不法占有に係る賠償金（ただし、2か月分を限度とする。）
 - 四 原状回復費（ただし、家賃等の3か月分を限度とする。）
 - 五 残置物撤去費（ただし、家賃等の3か月分を限度とする。）

第2条 当法人と JKK 東京との債務保証の効力は、当法人と賃借人との間で締結した保証委託契約の保証書を JKK 東京に預け入れることにより発生します。

2 当法人と JKK 東京との債務保証の効力は、賃貸借契約の解除日をもって終了するものとします。ただし、前条第三号、第四号及び第五号については、各号記載の限度において JKK 東京に保証するものとします。

第3条 保証委託者は、当法人と保証委託契約を締結したときは、次に定めるところにより保証料を家賃等とともに JKK 東京に納付しなければなりません。

（スタンダードプラン）

毎月の保証料＝毎月の家賃等の合計額×1.2%（10円未満の端数を生じた時は、端数を切り捨てる。）ただし、家賃等の合計額が47,500円未満の場合は、保証料は一律560円とします。また、家賃等の合計額が166,700円以上の場合は、保証料は一律2,000円とします。

（らくらくスタート安心プラン）

毎月の保証料＝毎月の家賃等の合計額×1.5%（10円未満の端数を生じた時は、端数を切り捨てる。）ただし、家賃等の合計額が47,400円未満の場合は、保証料は一律700円とします。

（スタンダードプラン及びらくらくスタート安心プラン共通）

- 2 当法人は、家賃等の額が変更になったときは、保証料を変更いたします。
- 3 当法人は、違算による過収の場合を除いては、納付を受けた保証料を返還いたしません。
- 4 JKK 東京に納付した金員は、保証料に優先充当されても異議ありません。

第4条 保証委託者が保証料を延滞したときは、納付期日の翌日から延滞保証料の額に対し、延滞日数に応じ年14.6パーセントの割合を乗じて計算して得た金額に相当する損害金を当法人に支払わなければなりません。

2 当法人は、保証委託者が保証料を6か月分以上滞納したときは、保証委託契約を解除することができます。

第5条 保証委託者は、当法人が債務の履行状況を調査するときは、これに協力しなければなりません。

第6条 保証委託者又はその相続人は、次の場合においては、直ちに当法人に報告しなければなりません。

- 一 保証委託者が死亡したとき
- 二 保証委託者が氏名を変更したとき
- 三 保証委託者が保証委託にかかる住宅を退去したとき

第7条 保証委託者が債務の履行を遅滞したため、当法人がJKK 東京から保証債務の履行を求められたときは、保証委託者に対して通知・勧告をしなくても弁済することができるものとします。

第8条 当法人は、当法人が保証債務を履行したときは、保証債務の履行金額に相当する求償権を取得し、その求償権に基づいて、保証委託者に対し求償債務の履行を請求いたします。

第9条 保証委託者は、当法人に対し履行すべき求償債権の金額に、当法人が求償権を取得した日から完済に至るまでの期間の日数に応じ、年(365日当たり)14.6パーセントの割合を乗じて計算して得た金額に相当する損害金を当法人に支払わなければなりません。

第10条 保証委託者は、当法人から請求があるときは、直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きをしなければなりません。

第11条 保証委託者は、当法人が第8条によって取得した権利の保全又は行使に要した費用を負担しなければなりません。

第12条 当社は、法令等の定めがある場合を除き、本事項を随時変更することができるものとします。

第13条 この契約の履行に関し、紛議が生じた場合の裁判所を東京地方裁判所とします。

第14条 当法人は、個人情報の保護の重要性を認識し、本約定の履行にあたり個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に取り扱います。また、らくらくスタート安心プラン保証委託に付保した個人賠償責任保険に関する約定を履行するにあたり、保証委託者の個人情報を引受保険会社に提供することがあります。